

意見の内容及び回答

| ご意見 | 回 答 |
|---|---|
| <p>活気ある魅力的なまちづくりの発展につながるため、総合型地域スポーツクラブ(いけだスポーツクラブ)を主体としたスポーツ、健康、文化にわたる多様な活動を通じて世代間交流や、地域、家庭、学校、行政の連携を図る。</p> | <p>お寄せいただいた貴重なご意見は「総合型地域スポーツクラブの果たすべき役割を明記する」とことと解し、審議会にて検討されました。</p> <p>審議の結果「個別団体の活動について書き込もうとすれば、他団体全てを網羅する必要があるため、本条例に個別団体の活動について書き込むことはできないであろう。」という結論となりました。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり地域のまちづくりには総合型地域スポーツクラブの果たす役割も大きいことが審議会においても議論となり、まちづくりに取り組む団体に対する規定である第18条第2項及び第3項の内容が再度確認されることとなりました。</p> <p>《参考》 (地域のまちづくり) 第18条 2 地域の自主的なまちづくりに取り組む団体は、自主的、自立的な運営に努めるものとする。 3 市は、地域の自主的なまちづくりを促進するために適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする。</p> |
| <p>まちづくりの基本理念の説明に、「市民参加」とは市の政策形成や意思決定に市民が参加することとなっているが、なぜ、「市民参画」としなかったのか。</p> | <p>まちづくり基本条例策定に対する基本的な考え方、方向性が、三好市まちづくり条例を考える市民委員会において議論されており、「わかりやすい条例、平易な表現を工夫してほしい。」とされています。</p> <p>辞書を引きますと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参画:「事業・政策などの計画に加わること。」 ●参加:「ある目的をもつ集まりに一員として加わり、行動をともにすること。」 <p>と記載があるように、まちづくり基本条例では参画・参加どちらの文言を使用しても条文は成立します。</p> <p>そうであればより平易な言葉である「参加」を使おうということになりました。また、「参加」の方が広範な意味がありますので第13条には馴染むという意見もありました。</p> <p>《参考》 (市民参加) 第13条 市は、第5条第3号に定める市民のまちづくりへの参加の権利を保障するため、多様な参加の手段を講じなければならない。</p> |
| <p>『市民参加』が謳われているが、結局行政主導で体裁だけ整わせている。」のではないかと、という市民の意見が審議過程にあったのではないかと思います。が、「市民参加」とした理由はあるのでしょうか。</p> | <p>今回の市民委員会では、これから三好市が良くなるための議論が盛んに行われ、「これからの市民参加の仕組づくりをどうしていくのか。」について様々な意見が出され議論されましたが、「結局行政主導で体裁だけ整わせているのではないか。」といった意見はありませんでした。</p> <p>市民参加を謳った理由としては、今までの右肩上がりの時代は「あれもこれも」の時代といわれ、行政が市民から委託を受けてサービスを展開してきましたが、これからの右肩下がり時代は「あれかこれか」の時代と言われているように、市民から行政が委託を受けていた様々な仕事を取捨選択して、市民にも参加してもらおうことが必要な時代となってきているという観点から、市民参加を謳っています。</p> |

意見の内容及び回答

| ご意見 | 回 答 |
|--|--|
| <p>前文について <u>・・・訪れた人が「また来たい」の後に「ここに 住みたい」を挿入してはどうか</u></p> | <p>お寄せいただいた意見については、審議会で議論した結果採用させていただくこととなり、条例素案に盛り込まれることとなりました。</p> <p>《参考》 前文 わたしたちのまち三好市は、平成18年3月、三野町、井川町、池田町、山城町、西祖谷山村、東祖谷山村が合併し誕生しました。三好市は、吉野川を懐に抱き、四国山地、阿讃山脈に囲まれ、四国一広大な面積を有し、四国の中央に位置しています。また、古(いにしえ)から交通の要衝であり、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきました。</p> <p>わたしたちのまちには、西日本第二の高峰剣山、祖谷溪、大歩危峡、黒沢湿原、腕山、龍頭・金剛の滝など豊かな自然、平家落人伝説、落合集落、祖谷のかずら橋、うだつの町並みなど先人から受け継いだ歴史的文化遺産や美しい景観があります。</p> <p>わたしたちは、これらを誇りとして、未来を担う子どもたちへと引継ぎ「ここに住んでよかった」、訪れた人が「また来たい」、「ここに住みたい」と思える「自然が生き活き・人が輝く交流のまち」の実現を目指します。ここにわたしたちは「市民主役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。</p> |
| <p>第8条第2項 <u>・・・政策提言等の権能を行使しなければならない。 ない。⇒ を行わなければならない。に変更してはどうか</u></p> | <p>お寄せいただいた意見について審議会で議論した結果、権能(議会の持つ権限や機能)という言葉の持つ意味を大事にしたいという議論となり、原案のまま「権能を行使しなければならない。」とすることとなりました。</p> <p>《参考》 (議会の責務) 第8条 2 議会は、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう、監視、牽制及び政策提言等の権能を行使しなければならない。</p> |
| <p>第29条第2項 で「市は、住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする」とありますが、この項以下を第3項、第4項、第5項として、新たに第2項を挿入、「市民が住民投票を求める場合は、地方自治法第74条に定める選挙権を有する者の総数の五十分の一の連署をもって、その代表の市民が市長に請求することができる。」</p> | <p>現行制度下では地方自治法第74条の規定により、市民は有権者の五十分の一以上の連署をもって市長に対して条例制定の直接請求をすることができ、住民投票はこの住民投票条例が議会で議決されてから実施されることとなります。</p> <p>ご提案は「この地方自治法規定を条例に再掲し、広く周知した方が良い。」という意と解します。</p> <p>法律で規定されている事を、条例で再度規定することは「当該規定の周知」という意味合いからも検討する余地があるということで、審議会で議論した経緯があり、議論の結果「再掲しない。」という結論が出ておりましたので、本条例ではご提案いただいた「地方自治法第74条の規定」は再掲はしないということになってしまいます。</p> <p>本文には再掲できないこととなりますが、お寄せいただいた意見を参考にして、現在作成中の逐条解説に「地方自治法第74条」について解説しておきたいと考えています。</p> <p>《参考》 地方自治法第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> |